
受益者負担の基本的な考え方（素案）

平成30年11月

香芝市企画部企画政策課

I 趣旨

II 受益者負担の基本的な考え方

1. 受益者負担の原則
2. 算出方法の明確化
3. 減免手続の見直し

III 使用料について

1. 見直しの範囲
2. 原価に含める管理運営コスト
3. 施設の性質別受益者負担率について
4. 施設の利用形態による使用料の算出方法
5. 使用料の減額・免除について
 - (1) 減免基準
 - (2) 団体登録制度
 - (3) 減免適用時の光熱水費負担について
6. 市外利用者の使用料の設定
7. その他の考慮すべき事項
 - (1) 利用時間の区分設定について
 - (2) 営利目的の利用について
 - (3) 料金設定の単位について
 - (4) 付帯設備・備品等の使用料について
 - (5) 指定管理者による利用料金制導入施設の取扱い
 - (6) 相互利用可能な施設の料金調整について
 - (7) 激変緩和措置について

IV 手数料について

1. 見直しの範囲
2. 原価に含める経費
3. 受益者負担割合
4. 算出方法
5. 手数料の減額・免除について
6. その他の考慮すべき事項

V 定期的な見直し及び市における努力

1. 定期的な見直し
2. コスト削減及び稼働率向上に向けた努力

I 趣旨（仮）（公表時に再考）

受益者負担の原則とは、公の施設や行政サービスの利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、利用者（受益者）は応分の使用料・手数料を負担するべきであるという考え方です。

香芝市では、平成 18 年 4 月に 3 年間で取り組む「第 2 次香芝市行政改革大綱」において、公平性確保の観点から、行政サービスにおける受益と負担の適正化を図るため、個別の使用料及び手数料の料金設定の見直しを実施計画に組み込み、現行料金の新設や改定を行いました。

しかし、大綱における取り組み以後、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化しているなか、現行の在り方が変化に対応できていないことが大きな課題となっています。

そこで、受益者負担に関する考え方を統一し、今後適正に運用していくため、本方針を策定することとなりました。

公の施設・・・普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。（地方自治法第 244 条）

使用料・・・普通地方公共団体は、…(中略)…公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。（地方自治法第 225 条）

手数料・・・普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。（地方自治法第 227 条）

利用料金・・・

・普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金…(中略)…を当該指定管理者の収入として収受させることができる。（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項）

・前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。（地方自治法第 244 条の 2 第 9 項）

Ⅱ 受益者負担の基本的な考え方

1. 受益者負担の原則

公の施設の管理運営や証明書発行等の行政サービスにかかる費用の大部分は税で負担されています。しかし、その税には施設や各種証明等を利用しない方の税も多く含まれているので、利用する方との不公平を解消するためには、利用する方が応分を負担する「受益者負担」により、利用する方と利用しない方との「負担の公平性」を図る必要があると考えられます。

ただし、公の施設については、施設の設置目的や性質によっては行政が提供することが望ましい場合もあるため、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、施設の性質に合わせ、税で負担する割合と受益者で負担する割合を定めて、利用者に負担していただくという考え方を原則とします。

2. 算出方法の明確化

使用料及び手数料の設定については、各施設使用料や手数料ごとに異なる考え方ではなく、「受益者負担」と「負担の公平性」を原則とする統一的な考え方により、受益者負担と税負担の適正化を図られるよう、算出方法を明確にすることが必要です。

そのため、使用料・手数料はそれぞれにかかる原価をもとに算出します。

3. 減免手続きの見直し

減免制度は、まちづくりのための必要な施策、教育文化の振興、社会的弱者への配慮といった政策的な特例措置であるため、「受益と負担の公平性」を十分に考慮し、公共性の度合いや負担能力等から真にやむを得ないものに限定されるべきと考えられます。

そこで、これまでの減免制度を見直します。

Ⅲ 使用料について

1. 見直しの範囲

本方針の対象となる使用料は、文化施設、社会教育施設、体育施設等の貸室(グラウンド等含む)にかかるものとします。

◆主な対象施設

直営施設

- ・総合福祉センター
- ・保健センター

指定管理者施設

- ・ふたかみ文化センター
- ・モナミホール
- ・中央公民館
- ・体育施設（総合体育館、北部地域体育館、奈良県香芝健民運動場、香芝健民テニスコート、市民いこいの広場、高山台グラウンド）
- ・有料公園施設（総合プール、高塚グラウンド、高塚テニスコート、観正山グラウンド）
- ・地域交流センター

◆適用除外

- ・法令等で使用料が無料と定められている施設
- ・法令等で使用料の算定方法等が定められている施設
- ・公営企業法が適用される事業に係る施設

* 火葬場の使用料については、施設使用の対価としてだけでなく、火葬に係る処理経費として徴収しているため、適用除外とします。また、市営駐車場・駐輪場、コミュニティバスの使用料については、収益性を見込むことが可能な施設であるため、適用除外とします。

2. 原価に含める管理運営コスト

受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理等に要する費用を受益者に負担いただくためには、使用料算出の基礎となる管理運営コストを的確に把握する必要があります。

算出根拠となる原価は、以下の施設に係る経費の中から、施設の経常的な維持管理等に直接要する「人に係る費用」と「物に係る費用」とします。

◆施設に係る経費の仕分け

区 分		項 目	説 明	算定経費		
施設に係る経費	施設整備費	資本的経費	用地取得費	施設の敷地の購入費用		
			施設建設費	施設の建設費用		
			公債利子	資本的経費の起債に係る償還利子分		
	施設運営管理費	人に係る経費	人件費	施設運営に係る職員等の人件費	○	
		物に係る経費	物件費	賃金	臨時職員に対する賃金	○
				維持管理費	維持管理に要する需用費、役務費等	○
				委託費	施設の維持管理・運営に要する委託料等	○
			維持補修費	修繕費、維持補修費等の費用	○	
減価償却費	施設の取得費用を耐用年数割で配分した費用					
事業に係る経費	事業運営費	事業運営費	イベント・催しの開催費用などの自主事業運営経費			

* 施設独自で行われる事業開催等に要する経費は、事業運営経費であるため、除外します。

* 冷暖房費の取り扱いについて・・・

これまで本市の多くの貸室において、各施設条例に基づいて冷暖房費を実費徴収していましたが、利用の有無の確認方法がないことや徴収に伴う貸出事務の増加、利用者の料金支払い時の煩雑化などのネガティブな側面が目立っていることから、今後については、冷暖房費を含む光熱費を原価に加算し、冷暖房費込みの使用料として算出するものとします。（ただし、ホールなどは除く）

3. 施設の性質別受益者負担率について

本市の施設においては、全住民を利用対象とするものから一部の住民に利用が限定されるものまで、さまざまです。そのため、施設の設置目的やサービスの性質に合わせ、利用者が負担すべき割合と税で負担する割合を定めることが望ましいと考えられます。

そこで、施設のサービスの性質を「必需性」を横軸、「公共性」を縦軸として、各施設のサービスの性質を16の領域に分類します。（各施設の分類については別表で定めます。）

◆ 必需性による分類（横軸）

大半の市民が必要とする施設は、公費の負担割合を高く設定します。一方で、人によって必需性が異なり、個人の価値観に応じて選択的に利用される施設は、利用者の負担割合を高く設定します。

区分	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
性質	選択的	やや選択的	やや必需的	必需的
	日常生活や余興をより快適で充実したものにするために、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設 ・個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 ・人によって、必要性が異なるサービス		日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・広く市民に必要とされる施設 ・社会的弱者等を支援するための施設	
必需性の強弱	選択的	← 弱 ————— 強 →		必需的

◆ 公共性による分類（縦軸）

同様のサービス提供が民間では困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担割合を低く設定します。一方で、民間でも提供可能な施設は、使用料を低く抑えることにより、民間事業者の参入機会を損なう恐れがあるため、利用者の負担割合を高く設定します。

区分	性質		公共性の強弱
A	公共的	民間による提供が困難な施設	公共的 ↑ 強 ↓ 弱 市場的
B	やや公共的	・民間に同種・類似のサービスがなく、（またはほとんどなく）、行政が提供するべきサービス	
C	やや市場的	民間による提供が可能な施設	
D	市場的	・民間に同種・類似のサービスが提供される施設がある。	

◆性質別分類による受益者負担率

受益者負担の割合は「0%」「25%」「50%」「75%」「100%」の5種類とします。

公共的 ↑ ↓ 市場的	A	50%	25%	0%	0%
	B	75%	50%	25%	0%
	C	100%	75%	50%	25%
	D	100%	100%	75%	50%
		IV	III	II	I
		選択的			必需的

* 使用料収入／管理運営コストで示す割合をコストカバー率と定義した場合、コストカバー率が施設の性質別受益者負担率より大きくなっている状態が理想的な状態と言えます。

<イメージ>

コストカバー率 …… 使用料で賄うことのできる管理運営コストの割合

施設の性質別受益者負担率 …… 施設の管理運営コストにおける受益者が負担すべき割合

$$\boxed{\text{コストカバー率}} \geq \boxed{\text{施設の性質別受益者負担率}}$$

(使用料収入 / 管理運営コスト)

4. 施設の利用形態による使用料の算出方法

使用料の算出方式は、以下の施設の利用形態により、2パターンに分類します。

- ①「1㎡1時間当たりの使用料単価（貸室等の場合）」から算出する方式
- ②「1人当たりの使用料単価（個人利用の場合）」から算出する方式

* 算出根拠となる管理運営コストは維持管理費等の年度間の変動を考慮し、原則として直近3か年度の平均値とします。

* 市内の同種・同規模の施設間で使用料に差が生じる場合は、利用の偏りが懸念されるため、平均単価を使用します。

◆①「1㎡1時間当たりの使用料単価（貸室等の場合）」から算出する方式

例) ふたかみ文化センター、総合福祉センター、中央公民館、総合体育館、グラウンド 等

手順1

当該施設の管理運営コストを貸出総面積及び年間利用可能時間数で除すことによって、1㎡1時間当たりの使用料単価を算出します。

$$1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間 当たりの使用料単価} = \frac{\text{年間管理運営コスト}}{\text{貸出総面積} \times \text{年間利貸出可能時間数}}$$

手順2

使用料単価に貸出面積と貸出時間、施設の性質別受益者負担率を乗じることによって、使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \text{使用料単価} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \times \text{施設の性質別受益者負担率}$$

◆②「1人当たりの単価（個人利用の場合）」から算出する方式

例) 総合プール 等

手順1

当該施設の管理運営コストを年間目標利用者数で除すことによって、1人当たりの使用料単価を算出します。

$$1 \text{ 人 当たりの使用料単価} = \frac{\text{年間管理運営コスト}}{\text{年間目標利用者数}}$$

手順2

1人当たりの使用料単価に施設の性質別受益者負担率を乗じることによって、使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \text{使用料単価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

5. 使用料の減額・免除について

公の施設の減免制度は、使用料の全部または一部を特例的・政策的に減額・免除するものですが、本市においては、行政利用等のほか、公益に資すると認められた団体について、全額免除として運用していました。

本制度の問題点として、施設利用者の固定化を招くことや公益に資する活動以外の使用に対しても免除を適用してしまう可能性があることが挙げられます。

そのため、減免申請に対しては、使用目的を明確に把握したうえで、個々の申請ごとに基準と照らし合わせ、慎重に判断する必要があります。

(1) 減免基準

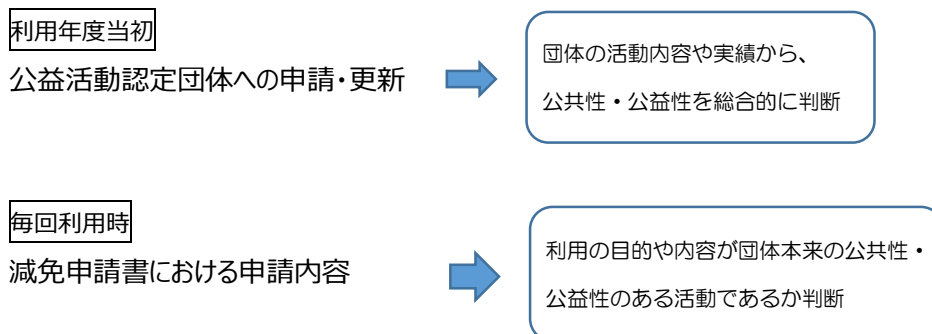
使用料の減免はあくまでも例外的な措置として捉え、特例的・政策的見地から免除扱いが妥当と認められた公益活動認定団体が団体本来の公益事業を行う場合に限定して適用することとします。

* その他、事業実施主体が行政関係機関や当該施設の指定管理者である場合、免除適用とします。

- ・ 市(議会・行政委員会・附属機関を含む)が事業を行う場合
- ・ 市(議会・行政委員会・附属機関を含む)の代表者等が構成員となっている
他の地方公共団体にわたる広域的な団体(連絡会・協議会等)が事業を行う場合
- ・ 他の地方公共団体による行政視察等による利用の場合
- ・ 指定管理者が管理運営している施設において、自主事業を行う場合

(2) 団体登録制度

使用料免除の既得権化を抑制するとともに、定期的な活動報告によって、より団体の活動を活発化させることを目的に公益活動団体認定制度を導入します。認定有効期間は1年間とし、以後、予算・決算書や活動報告書等の書類審査による更新制とします。



(3) 減免適用時の光熱水費負担について

公益活動認定団体にあっても、実費が発生する光熱水費に関しては、負担いただくことが適切であると考えられます。よって、減免の対象は、使用料のうち貸室使用分のみとし、光熱水費使用分は使用料の20%と設定し、別途負担いただくこととします。

6. 市外利用者の使用料の設定

公の施設は、市民が利用することを想定して設置された施設です。よって、本来、市が提供するサービスの恩恵は市民が優先して受けられるべきであると考えられます。また、施設の管理運営には、性質別受益者負担率に基づいて、公費によって賄われる部分もあります。さらに、使用料の算出にあたって、計算上、稼働率100%と仮定しており、実際に利用されない時間などにかかる経費は、公費で負担されます。

これらのことを受益者負担の原則と照らし合わせると、税金を負担し、さらに利用する際に施設使用料を負担する市民利用者と、施設使用料のみを負担する市外利用者が同一の料金負担では、「負担の公平性」が損なわれることとなります。よって、市外利用者が施設を利用する場合は、原則として、市内利用者の2倍の使用料を負担いただくこととします。

ただし、総合プール等、集客性を優先する必要がある場合は、市内・市外同一料金を設定できることとします。

* 市内利用者の定義・・・市内に在住している者に加え、在勤する者も地域の発展に貢献していることに鑑み、市内利用者として扱います。

7. その他の考慮すべき事項

(1) 利用時間の区分設定について

特定の曜日や時間帯に利用の偏りがある場合は、利用の有効化を図るため、使用料を一部減額して設定できることとします。(適正使用料以上の料金設定は行わない。)

(2) 営利目的の利用について

営利目的の利用の場合は、原則として、基本使用料の2倍の料金をいただくこととします。

(3) 料金設定の単位について

正確に使用料を算出する場合、1円単位となりますが、複雑で好ましいものではないことから、原則として、50円単位(切り下げ)で料金設定を行います。

(例) 620円の場合は、600円

772円の場合は、750円

(4) 付帯設備・備品等の使用料について

文化施設等のピアノや体育施設の備品など、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用するものや個別に経費が発生するものについては、別途料金を定めることとします。

(5) 指定管理者による利用料金制導入施設の取扱い

指定管理者による利用料金制を導入している施設については、各施設条例に基づき、使用料は利用料金の上限となります。

(6) 相互利用可能施設の料金調整について

広域連携等によって自治体間で相互利用可能な施設等については、政策的見地から、料金を調整する場合があります。(相互利用可能な施設とは、同一料金で利用できる施設を指します。)

(7) 激変緩和措置について

本方針により算出した使用料が現行の料金を大幅に上回る場合は、利用率の低下を招く恐れがあることから、原則として、現行の1.5倍を超えない範囲で改定することとします。

IV 手数料について

1. 見直しの範囲

以下の対象を除く手数料とする。

- ① 法令等により算定方法等が定められている手数料及び国県等の基準に準じて定められているもの（戸籍関係手数料、消防関係手数料などの地方公共団体の手数料の標準に関する政令などに規定されている手数料）
- ② 独立採算性による独自の算定方法を用いているもの（水道事業等）
- ③ その他、この基本方針に基づき見直すことが適当ではないと認められるもの

2. 原価に含める経費

原価に含める経費は、人件費、物件費とします。

項 目		説 明
人 件 費	報酬	・人件費 = 人件費単価 × 職員数 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員それぞれの平均給与額を用いる。
	給料	・嘱託員報酬は実額を使用する。
	職員手当等	・行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）のほか、間接的に従事する職員に要する経費（間接人件費）も算入する。
	共済費	・特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当・管理職手当、退職手当、児童手当は除く。
物 件 費	賃金	臨時職員に対する賃金、社会保障料等
	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	電話料、点検手数料等
	委託料	施設の維持管理・運営に要する委託料等
	使用料及び賃借料	建物借上料、機器借上料、テレビ受信料等
	備品購入費	事務用機器、器具等備品の購入費（重要備品を除く）

3. 受益者負担割合

手数料は、地方公共団体が特定のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則として1件当たりにかかる経費の100%を受益者の負担とします。

4. 算出方法

手数料の算出方法は次のとおりとします。なお、算出に用いる経費は、事務処理経費の年度間の変動を考慮し、直近3か年度の平均値とします。

①積み上げ算出方式

事務処理経費が固定的な単価で構成されているものについては、各単価を積み上げて次のとおり算出します。

$$\text{手数料} = \text{1件当たりの事務処理経費*} \times \text{受益者負担割合(100\%)} \\ (* \text{1件当たりの事務処理経費} = \text{人件費} + \text{物件費})$$

②総額算出方式

1件当たりの経費を算出できないものや経費の総額受益者全員で負担すべきものについては、次のとおり算出します。

$$\text{手数料} = \frac{\text{年間事務処理経費*}}{\text{年間処理件数}} \times \text{受益者負担割合(100\%)} \\ (* \text{1件当たりの事務処理経費} = \text{人件費} + \text{物件費})$$

* いずれにも適さない場合は、個別に算出方法を検討します。

5. 手数料の減額・免除について

手数料の減額・免除については、香芝市手数料条例に基づき取り扱います。

【香芝市手数料条例抜粋】

(手数料の免除)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。

- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないとき。
- (2) 国又は地方公共団体において公用に使用するため請求があったとき。
- (3) 公費の扶助を受け、又は公費の扶助を受けようとする者からその必要に応じ請求があった場合で市長が特に免除する必要があると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めるとき。

6. その他の考慮すべき事項

(1) 料金設定の単位について

正確に使用料を算出する場合、1円単位となりますが、複雑で好ましいものではないことから、原則として、50円単位（切り下げ）で料金設定を行います。

- (例) 326円の場合は、300円
564円の場合は、550円

(2) 設定料金の調整について

同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないよう、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整する場合があります。

また、同種の事務を複数の課において取り扱う場合、手数料に差異があるべきではないことから、最低原価を用いて算出し、料金を統一することとします。

(3) 激変緩和措置について

本方針により算出した手数料が現行の料金を大幅に上回る場合は、市民の急激な負担増を避けるため、原則として、現行の1.5倍を超えない範囲で改定することとします。

V.定期的な見直し及び市における努力

1. 定期的な見直し

使用料・手数料の見直しは、原則として5年ごとに実施することとし、常に受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指していくものとします。なお、急激な社会情報等の変化があった場合については、その都度見直すこととします。また、基本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. コスト削減及び稼働率向上に向けた努力

管理運営業務の内容の見直し・改善を図り、コスト削減を進めることが、結果として使用料・手数料を抑制することとなります。併せて、稼働率を向上させることが施設における公費の投入を縮減することにつながります。

よって、市は、可能な限り「効率的な施設運営及び事務の推進による利用者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」の両面を目指して、積極的に取り組んでいくこととします。